

ご案内

入院患者様ならびに御家族の皆様へ

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準を行っている保険医療機関です。

■入院基本料に関する事項

*回復期リハビリテーション病棟入院料

当院は、当該各病棟に専任の医師1名以上、専従の理学療法士3名以上、専従の作業療法士2名以上、専従の言語聴覚士1名以上及び専従の社会福祉士等1名以上の職員を常時配置しています。

各階病棟では、1日に15人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

・夕方16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

各階病棟では、1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

・夕方16時30分～朝8時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

*入院診療計画書

当院では入院の際に、医師をはじめとする関係職員が共同して患者様に対する診療計画を策定し、7日以内に文書により交付およびご説明をしています。

*院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化

当院は厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

■施設基準の届出に関する事項

基本診療料

・回復期リハビリテーション病棟入院料1

・医療安全対策加算2

医療安全のための指針の策定、医療安全管理体制を整備しています。

・入退院支援加算1

入院患者様の退院に係る調整・支援を行う部門(医療連携室)が設置されています。医療連携室には退院調整に係る経験を有する専従の看護師・社会福祉士が必要数配置されています。入院患者様の同意を得て、退院支援計画に立案・説明を行い、当該計画に基づいた退院調整・支援等を患者様・ご家族様に行います。

・認知症ケア加算1

認知機能低下による行動・心理症状や意思疎通の困難が見られ、身体疾患治療への影響が見込まれる患者様に対し、症状の悪化を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられる体制を整えています。

・診療録管理体制加算2

適切な診療記録の管理を行う体制を整えています。

・データ提出加算1

厚生労働省の「DPC導入の影響評価に係る調査」に適切に参加できる体制を整えています。

・療養病棟療養環境加算1

長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されています。

・電子的診療情報連携体制整備加算3

マイナ保険証の利用率が一定水準を満たし、オンライン資格確認で取得した情報の活用を推進しています。

・排尿自立支援加算

排尿ケアチームを設置し、下部尿路機能の回復のための包括的なケアを実施しています。

・口腔管理連携加算

歯科医療機関と歯科訪問診療に係る連携体制を構築しています。

・入院時食事療養費/入院時生活療養費(Ⅰ)

当院は健康保険法の規定による入院食事療養に基づいた食事を提供しています。管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)適温で提供しています。

特掲診療料

・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)

専任の常勤医師が2名以上、専従の常勤理学療法士が5名以上、専従の常勤作業療法士が3名以上、専従の常勤言語聴覚士が1名以上(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が併せて10名以上)勤務するという基準を満たしております。

・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

専任の常勤医師が1名以上、専従の常勤理学療法士及び作業療法士が併せて4名以上勤務するという基準を満たしております。

・二次性骨折予防継続管理料2

骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折の患者様に対し、継続的に必要な治療を実施しています。

・16列以上64列未満のマルチスライスCT

・外来・在宅ベースアップ評価料、ベースアップ評価料

医療従事者の労働環境の改善と医療の質を向上させる取り組みの一貫として届出をしています。

■明細書発行体制について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で発行することとしております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無償で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、1階総合案内にてその旨をお申し出下さい。

■身体拘束適正化について

身体拘束は基本的人権を侵害する行為であり、身体的・精神的・社会的に様々な弊害をもたらすとされています。しかし治療（療養）上の必要性や安全確保のため、やむを得ず身体拘束が実施されています。しかし、患者様の安全を確保しながら、患者様の尊厳と人権が損なわれることがないよう、身体拘束の最小化に取り組みます。

■長期処方について

当院ではご自宅に退院される患者様の状態に応じ、28日以上長期処方の対応が可能です。なお、長期処方が対応可能かについては、患者様の病状に応じて主治医が判断いたします。また投薬については下記に準拠します。

●厚生労働省令

保健医療機関および保険医療養担当規則 第20条第2号

■入院時の備品持ち込みについて

当院では、備付設備以外の電気備品の持ち込みは診療の妨げや同室患者様とのトラブル並びに熱傷を起こす原因になる恐れがありますので原則禁止としておりますので御了承下さい。

パソコンや電気ポットなど持込みは主治医が許可した患者様のみ許可証を発行しておりますので、各階スタッフステーションで申請を行なって下さい。許可以外の持込備品での熱傷やトラブルは責任を負いかねますので御了承下さい。

電気毛布等の防寒用品も主治医が診療上、許可した物は病院備品として準備致しますので御理解下さい。なお携帯電話・電気カミソリは、持ち込みを認めております。

■入院患者様の御家族付添い泊について

当院では、基準看護を実施しておりますので、患者様の負担による職業的付添い（付添看護）はできないことになっております。ただし患者様の状態により、やむを得ずご家族様が付添いをされる場合に限り、主治医の許可のもと付添いを認めております。各階スタッフステーションで申請を行って下さい。

※但し個室利用者のみの対応となります。

項目	価格
寝具代	550円／1日

項目	価格
食事代	730円／1食

ご不明な点がございましたら1階総合案内までお尋ねください。



一般社団法人 巨樹の会

八千代リハビリテーション病院